

第四學年兒童用

高等小學修身書

文部省



目録

個人としての心得(つづき)

第一課	知識	一
第二課	勇氣	二
第三課	忍耐	三
第四課	反省	四
第五課	節制	五
第六課	謙遜	六
第七課	品位	七
第八課	言語	八
第九課	衣服	九
第十課	勤勞	十
第十一課	職業	十一
第十二課	競争	十二
第十三課	信用	十三
第十四課	金錢	十四

第十五課	規律	十五
第十六課	自立自營	十六
第十七課	學理の應用	十七
第十八課	修徳	十八
第十九課	自己の發達進歩	十九
第二十課	實際の心得	二十
第二十一課	動物の取扱	二十一
國民としての心得		
第二十二課	大日本帝國	二十二
第二十三課	忠君愛國	二十三
第二十四課	國民の務	二十四
第二十五課	國民の務(つづき)	二十五
第二十六課	自治體	二十六
第二十七課	議員選舉	二十七

總括

第二十八課	よき日本人	二十八
-------	-------	-----

個人としての心得(つづき)

第一課 知識

知識は身を立つる基にして、知識なければ、何事をもな
し。がたし。これをみかく必要は、時勢の進歩とともに、い
よいよ、その度を加ふ。

知識の種類は、きはめて多く、一人の力を以て、あらゆる
知識を得んこと、もとより、望むべからず。されば、まづ、わ
が業務に必要な知識を得んことをつとめ、有益なる
書物を讀みなどして、無益に、時を費さざるよりにすべ
し。

少年の時は氣力盛にして記憶強く、知識をみがくに、
とも適當なる時期なれば、この好時期を失ふべからず。
少年の時、怠惰ならば、成長して後、かならず悔ゆること
あるべし。

格言 玉磨カザレバ光ナシ、人學バザレバ知ナシ。

第二課 勇氣

勇氣なき人は、立派なる行をなし、遂げ得ざるのみなら
ず、人たる務を全うすること能はず。國家に大事あらん
ときは、一身を捧げて公に奉ぜよ。世のため、人のために、
つくすにあたりては、時ありて、犠牲となるをも辞する
ことなかれ。

勇氣は平日にも大切なり。困難にも屈せず、誘惑にも動
かされず、私慾を制して、正道を守るは、勇氣ある行なり。
過を知りながら、改むること能はず、守るべき心得を知
りつつ、實行し得ざるは、勇氣の乏しきによる。平日より
勇氣を養ひ、かかることなきよゝにすべし。

格言 義ヲ見テセザルハ、勇ナキナリ。

過^ツテハ、改ムルニ憚ルコトナカレ。

第三課 忍耐

およそ、事業をなし、遂げんとするには、多少の困難にあ
ふことあるべし。困難にたへて、その志を挫くことなく、
つひに、その事業をなし、遂ぐるは、忍耐の力による。

忍耐は大いなる事業をなす場合にのみ必要なりと思ふことなかれ、日常の行にも、また必要なれば、何人も、常に、忍耐の習慣をつくるよー心がくべし。

格言 艱難ハ人ヲ玉ニス。

第四課 反省

知識ある人も、おのれの過を知るは難きものなれば、人常(ひと)に反省して、その行を慎むべし。人より忠告をうけしときは、よく、これをききて、おのれの過を改むべし。昔(いにしへ)、曾子(そうし)といふ人は、日日、おのれにかへりみて、その徳を修むることをつとめたりき。フランクリンも、また、睡眠につく前に、當日をしたる行を検査したりき。人は怠惰

恐怖、苦痛、私慾等のために、知らず知らず、過に陥りやすきものなれば、常に反省して、おのれの行を慎むべし。

第五課 節制

快樂は人に必要なるものにて、これを求むるは、人の情なり。されど、快樂には有益なるものと、有害なるものもあり。有益なるものも、これを節制せざるときは、かへって、害となるべし。されば、快樂の選擇に注意し、また、その度を失はざることをつとむべし。

世には、飲食、遊戯等の快樂のみを知りて、文學、美術等の快樂を知らざるものあり。これ等は不幸の人といふべきなり。

第六課 謙遜

人には長所あり、また、短所あり。おのれに長所ありとて誇ることもなく、他人に短所ありとて侮るべからず。おのれの長所は、誇らずとも、おのづから、その行にあらはるるものにして、行は、すなはち、その人の品性をあらはすものなり。

人ややもすれば、いたづらに退讓するを以て、謙遜の徳にかなへりと思ふものあれども、これ誤なり。進んで、事をなすべき場合に當りて躊躇し、意見を述べべき場合に當りて黙してやむがごときは、むしろ、卑屈に陥るものといふべし。

格言

人ノ短ヲイフコトナカレ、オノレノ長ヲホコルコトナカレ。

満ハ損ヲ招キ、謙ハ益ヲ受ク。

第七課 品位

人は萬物の長なれば、その行も、また、これに相當せざるべからず。人にして人たるの道にそむくは、その品位を傷くるものなり。

人の知らざる所にて、行を慎むべし。人の前にて、行をかざることを要せず。ただ、良心に従ひて正しき行をなすべし。たとひ、人に褒められたりとも、その實なれば、名譽とするに足らず。人にそしられたりとも、おのれ

に悪しきところなければ、恥とするに足らず。良心に従ひてこれを欺かず、以て、人たるの品位を全うすべし。

第八課 言語

言語は思想を交換するに必要なるものにして、人が高尚なる知識を有するにいたりしも、發達せる言語の力によること多し。

言語の用は思想を人に傳ふるにあれば、音聲は明瞭なるをよしとす。明瞭ならざれば、人をしてその意を誤解せしむるのおそれあり。みだりに、高聲を發し、人の迷惑を顧みざるは、よろしからず。

言語を發するには、よく、時と場合とを考へざるべから

ず。人の對話せる時には、みだりに、側より話しかくべからず。祝賀の席にて、不吉なる話をなし、葬儀に列して談笑するがごときは、禮をかくものなり。

第九課 衣服

衣服は身體を保護し、その運動に便にし、また、その發達を妨げざるよりに造るべし。

衣服は、また、容儀を保つに必要なり。禮式の席に列するときのごときは、ことに、相當の服裝を要す。垢つきたる衣服を着るは、健康に害あるのみならず、人をして不快の念を起さしむるものなれば、なるべく清潔なる衣服を着るべし。

第十課 勤勞

勤勞は人たるものの本分にして、心身の發達にも大切なり。

古より、有益なる事業をなし、身を立て、家を興しし人にして、勤勞を重んぜざりしものはあらず。二宮金次郎のごとき、フランクリンのごとき、いづれも、勤勞の功を積みし人なり。

フランクリンはいはく、「怠惰は、あたかも、錆のごとし。使用せざる鍵は、錆によりて腐蝕し、日常使用する鍵は、光輝を放つ。」と、またはいはく、「今日なし得ることは、決して、明日に延すことなかれ。」と、ともに、訓戒となすべき言なり。

格言

カセグニ追ヒツク貧乏ナシ。

勤勞、門ヲ出ヅレバ、貧苦、窓ヨリ入ル。

第十一課 職業

人は職業に従事せざるべからず。職業をえらぶには、おのれの能力と種種の事情とを考へて定むべし。一たび定めたる職業は、かるがるしく、かふることなかれ。

職業に従事するには、勤勉と忍耐とを要す。勤勉にして怠らず、忍耐にして困難に屈せざれば、つひには、その事業を成就するにいたるべし。

職業に従事するには、物事に注意深きを要す。萬事に注意深ければ、日常のことも、みな、よき經驗となりて、その

業の發達を助く。古來、事業をなし遂げしは、多くは、注意
深き習慣を有せし人なり。

職業に従事しては、正直に働かざるべからず。また、その
責任を重んじ、職務のためには、時ありて、一身を捧ぐる
の覺悟なかるべからず。他人の職業を羨むことなく、專
心におのれの職業をつとめて、その進歩をはかるべき
なり。

第十二課 競争

競争は社會の常の有様にして、人人の進歩を促すもの
なり。されど、不正なる手段によりて、他人に勝たんとす
るは、よろしからず。正しき道をふみて、その志を屈せず、

最後の勝利を得んことを期すべし。

人と競争するにあたり、僥倖によりて勝ちたりとて、誇
るに足らず。力の限をつくして負けたりとて、恥づるに
足らず。ただ、十分におのれの力をつくすべきなり。

第十三課 信用

信用は事業をなすにかくべからざるものなり。信用な
きときは、人と共同して事をなしがたし。文明の進むに
従ひ、信用を重んずるの風ますます加はりたれども、わ
が國にて、信用の、いまだ、十分に發達せざるは、歎くべき
ことなり。

信用を得んには、正直なるを要す。もし、約束を破ること

あらば、信用を失ふにいたるべし。また、口に立派なることをいへども、これを身に實行せざる人は、信用を得ること能はず。このほか、知識と技能とは信用を増すものなり。

第十四課 金銭

金銭を得んには、勤勉と儉約との二つを守るべし。職業に勤勉にして、金銭をまうけ、儉約を守りて、貯蓄をなすべし。少しづつの貯蓄も久しきにいたれば、積りて、大いなる額となるなり。

金銭は、なるべく借らぬよゝに心がくべし。されど、有益なる事のために、その資本を借り、不時の災難のために、

借財するがごときは、やむを得ざることなり。借財せしときは、約束を違へずして、これを返すべし。

第十五課 規律

われ等は、なるべく、一定の時刻に起臥し、一定の時刻に食事し、勤勞すべき時間と休憩すべき時間とをわかちて、常に規律正しき生活をなさざるべからず。

物品を整頓して、乱雑ならしめざるも、大切なる心得なり。衣服、器物等は、なるべく、一定の場所におき、よく順序を立つべし。かくすれば、これをさがすために、無益に、時間と勞力とを費すことなし。

第十六課 自立自營

みづから勤勞して生活を營むは、貴ぶべきことにして、みだりに、他人に依頼するは、賤むべきことなり。されば、平生より、自立自營の習慣をつくるべし。みだりに、他人に依頼して事業をなし遂げんとすることなかれ。國民に自立自營の精神乏しきときは、國家もまた、自然に衰ふべし。自立自營の精神は國家のためにも大切なり。

格言 天ハミヅカラ助クルモノヲ助ク。

第十七課 學理の應用

學理を應用して、生活の便益をはかり、生産を増殖するは、文明の進むゆゑなり。電信、電話、汽車、汽船は學理を

應用せる結果なり。種種の工場を設けて、生産を増すにいたりしも、學理の應用に基けり。その他、百般の業の改良進歩は、多くは、學理の應用による。文明の民たるものは、常に、學術の進歩に注意すべし。

第十八課 修徳

道徳は、貴賤貧富を問はず、男女老幼を論ぜず、大切なるものなれば、何人も、常に、修徳の工夫を積むべし。修徳の工夫は、理想を定めて、これに達せんことをつとむるにあり。瀧鶴臺の妻が赤と白との手毬をつくりて、よき習慣をつくりたるがごとき、フランクリンが節制、沈黙、秩序、決心、儉約、勤勉、誠實、正義、中和、清潔、沈着、貞操、謙

遜の十三徳を定めて、修徳の工夫をこらししがごとき、
ともに以て模範とするに足る。

格言 善ハ、小ナリトモ、ナサザルコトナカレ、惡ハ、小

ナリトモ、ナスコトナカレ。

第十九課 自己の發達進歩

人はいかなる職業に従事すとも、常に、自己の發達進歩
をはかること大切なり。時勢は日に月に進歩するもの
なれば、常に、よく注意して、これに後るることあるべか
らず。

世には、學校にある間は、よく勉強すれども、卒業の後、
自己の發達進歩を怠るものあり。これ誤なり。社會は大

いなる學校のごときものにして、人は、生涯、その發達進
歩をはかるべきなり。

第二十課 交際の心得

交際は社會において必要なることにして、談話はこれ
にかくべからざるものなり。談話は人の感情を害せざ
るよゝに注意すべく、おのれのみ話して、他人に口を開
かしめざるがごときは、無遠慮のはなはだしきものな
り。すべて、談話はその場合に適するよゝに心がくべし。
人を訪問するときは、時刻をえらび、なるべく、先方の
迷惑にならぬよゝにすべし。用談にて人を訪問したる
ときは、用談のすみしだい辞し歸るべし。

人に接する際に、ことさら華美なる衣服を着るの要なし。ただ清潔なるものを着て、容儀を正しくし、禮を失はざること肝要なり。

人と應接する際には、舉動を慎み、その人に不快を感じしめざるよゝにすべし。また常に、坐作進退に注意し、無作法に流るべからず。

吉凶の際、贈物をなすには、虚飾に流れて、心にもなきことをなすはよろしからず。すべて、交際上の心得は、誠實を失はざるを以て、旨とすべし。

第二十一課 動物の取扱

およそ地球上に住めるものは、虫けらの類にいたるま

で、感覺を有せざるはなし。しかるに、必要もなきに、苦痛を與ふるは、無慈悲なる行といふべし。まして、牛馬雞犬のごとき、みな、人に有益なるものなれば、むごく取扱ふことなく、これをいたはりやるべし。

もし、常に、動物を苦むるときは、つひには、習慣となりて、殘忍なる性格をつくるにいたるべし。慎むべきことなり。

國民としての心得

第二十二課 大日本帝國

大日本帝國は、瓊瓊杵尊、三種の神器を受けたまひしよ

り後、その御子孫、代代、この地を治めたまひ、萬世一系の
 天皇上におはしまして、君臣の分かはることなし。
 御歴代の天皇は、厚く、臣民を愛撫したまひ、臣民も、また、
 皇室を尊びたてまつり、世世、忠君愛國の大義を發揚し
 て、今日にいたれり。

今や、外國との交通大いに開け、彼我の關係ますます複
 雑となれり。この時に當りて、二千五百餘年來の國體を
 維持し、國威を發揚せんことは、われ等臣民たるもの
 務なり。

第二十三課 忠君愛國

わが帝國は、二千五百餘年の久しき歴史を有せり。一旦、

國難起らば、われ等臣民は身を棄て、家を忘れて、天皇陛
 下の大御心を安んじ、たてまつらざるべからず。

平時にありては、よく、身を修め、家をととのへ、おのおの、
 その本分をつくすべし。農商工等の諸業に従事するも
 のは、その業に勉勵して、國の富強を増し、學問技藝にた
 づさはるものは、これを研究鍊磨して、國の文明を進め
 んと志すべし。

わが國の情況をヨーロッパ、アメリカの諸強國の情況に
 比較するに、なほ及ばざる所多し。われ等はこれを思ひ
 て、國力の充實をはかることをつとめざるべからず。

第二十四課 國民の務

われ等國民は、常に大日本帝國憲法、および各種の法令を重んじて、かたく、これを守り、かりそめにも、これに背くべからず。

憲法は天皇、臣民權利義務、帝國議會、國務大臣及樞密顧問、司法、會計、補則の七章七十六條より成る。法令は、みな、この憲法に基きて制定せらる。

法令に法律と命令との區別あり。法律とは、帝國議會の協賛を経、天皇の御裁可によりて公布せられたる規則にして、刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法等あり。命令とは、帝國議會の協賛を経ずして、發布せられたる規則にして、勅令、閣令、省令、臺灣總督府令、道廳府縣令等の

ごときものをいふなり。

第二十五課 國民の務(つづき)

われ等國民は、また、種種の務を有す。兵役の義務、納税の義務、教育の義務のごときは、中にも大切なるものなり。國家の獨立を維持するには、軍備を要す。軍備なければ、外寇を防ぎ、内亂を鎮め、一國の獨立を全うすることを得ず。わが國の男子は、平生より、その志氣身體を鍊磨し、丁年にいたれば、入營して、兵役の義務を全うするの心がけをかるべからず。

國には種種の設備ありて、多くの費用を要す。國民は、法律の定むる所に従ひて、これを分擔せざるべからず。わ

れ等成長の後、租税を納むるにいたらば、決して、財産を隠し、収入を詐り、納税の期限に後るるがごときことあるべからず。

一國文化の基礎は教育にあり。教育進まざれば、國運、いかでか、隆盛なるを得ん。これ、國家が學校を設けて、教育の普及、進歩をはかるゆゑなり。われ等國民たるものは、子弟に教育を受けしめて、その知徳の發達をはからざるべからず。

第二十六課 自治體

われ等の住居する市町村は、自治體なり。自治體とは、法律上、權利を有し、義務を負ふこと個人にひとしく、公選

にかかる名譽職等を以て、みづから、その事務を處理する團體をいふ。

市町村會議員は名譽職にして、これ等の議員より成立する市町村會は、市町村に關する事件を議決す。

市町村の公民は自治の責任を分ちても、ばら、地方の公益をはかるべし。公民は國家に對する務を全うするとともに、市町村に對する務を全うすることをつとめざるべからず。

第二十七課 議員選舉

われ等は衆議院議員、府縣會議員、郡會議員、市町村會議員等、多くの議員を選舉せざるべからず。すべて、選舉に

際しては、公正を旨として、適當なる人物をあぐべし。ゆゑに、まづ、その選舉せんとする人の人となりを知りて、後に選舉するをよしとす。他人の勸誘、教唆等を受けて、所信を枉げ、または、金錢、物品、その他の利益のために、意見を變ずることあるべからず。

われ等は選ばれて、種種の議員となることもあるべし。選舉の候補に立つものは、公正なる方法によるを要す。すでに當選したる上は、私利、私情のために、所信を枉ぐることなく、誠をつくして、公衆の福利をはかるべし。

總括

第二十八課 よき日本人

よき日本人は父母兄弟姉妹親族に對して、よく、その務をつくし、祖先を敬ふことを忘れず、主人としては、僕婢をあはれみ、僕婢としては、主人に忠實なるべし。

よき日本人は朋友、近所の人、公衆に對して、それぞれ、道を以て交り、他人の身體、財産、自由、名譽を重んずべし。恩を受けてはこれを忘れず、何事にも正直にし、約束を違へず、度量を大きくし、親切をつくし、慈善をなし、正義を重んじて、仁慈の心に富み、また、社會に對しては、その秩序を重んじ、その進歩をはかるべし。外國人に對しても、また、その道を失はざるよー心がくべし。

よき日本人は身體を發達せしめ、知識をみがき、勇氣、忍耐、反省、節制、謙遜等の諸徳を養ひ、勤勞、職業、競争、信用、金錢等に關する心得を守り、よき習慣をつくり、徳を修め、學理の應用に心を用ひ、自己の發達進歩をはかるべし。よき日本人はわが國體を重んじ、忠君愛國の志氣を養ひ、國民としての務をつくすべし。

かくのごとくにして、身を立て、家を興し、世のため、人のためにつくすは、よき日本人の行にして、これ等の心得を守るは、明治二十三年十月三十日に下したまひし勅語の御趣意にそひたてまつるの道なり。

をほり

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
 徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克
 ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル
 ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
 ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
 相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
 ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器
 ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
 ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇孝ニ奉
 シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ

K 135.1

ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

明治三十七年一月十一日印刷

明治三十七年一月十二日發行

①
②
③
④

著作權所有

著作
發行者兼

文 部 省

印刷者 石川金太郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 秀英舍

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地